

(改正後全文)

福島県測量等委託業務総合評価方式試行要領

(制定 平成 21 年 1 月 20 日総務部長依命通達 令和 3 年 3 月 26 日最終改正)

(趣旨)

第 1 条 この要領は、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「規則」という。）第 296 条第 2 項の規定に基づき、福島県が発注する測量並びに工事の設計及び工事に関する調査（以下「測量等委託業務」という）について総合評価方式を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、「総合評価方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利な申込みをした者を落札者とする方式をいう。

2 この要領において、「対象業務」とは、県が発注する測量等委託業務のうち、総合評価方式により行う業務をいう。

3 この要領において、「工事執行権者」とは、対象業務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

4 この要領において、「入札執行権者」とは、対象業務の入札事務を所掌する本庁の課長又は公所長をいう。

(対象業務の選定)

第 3 条 契約権者は、条件付一般競争入札に付す測量等委託業務の中から対象業務を選定し、当該業務の内容や難易度から、次のいずれかの類型により評価することで成果品の品質向上を期待できる業務について、当該類型で実施するものとする。

(1) 簡易型

ア 技術者型

技術的工夫の余地が少ない業務で、企業の実績及び配置予定技術者の実績等を評価し、特に配置予定技術者の実績等を重視するもの。

イ 提案型

技術的工夫の余地が少ない業務で、企業の実績、配置予定技術者の実績等及び業務の実施手順（簡易な技術提案）を評価するもの。

(2) 標準型

技術的工夫の余地が大きい業務で、企業の実績、配置予定技術者の実績等及び業務の実施手順や業務計画（技術提案）を評価するもの。

2 工事執行権者が公所長であるときは、前項の規定により対象業務を選定するに当たっては、あらかじめ対象業務を所管する本庁の課長（以下「主務課長」という。）及び予算主管課長（以下「主管課長」という。）を経由して、工事執行権者が本庁の課長であるときは、主管課長を経由して、入札監理課長に協議するものとする。

(学識経験者の意見聴取等)

第 4 条 契約権者は、落札者決定基準を定めようとするときには、2 人以上の学識経験を有する者の意見をあらかじめ聴かなければならない。なお、この場合、当該落札者決定

基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聽かなければならぬ。

- 2 契約権者は、前項の聽取の結果、学識経験者から意見（異議のない旨を除く。）が出された場合、その結果について学識経験者意見聴取書（様式第5号）により入札参加条件等審査委員会（工事執行権者が本庁の課長であるときは工事の請負契約に係る条件付一般競争入札参加資格の設定等に関する要綱（平成19年3月30日付け18財第6403号総務部長依命通達。以下「資格設定要綱」という。）第3条で定める本庁入札参加条件等審査委員会、工事執行権者が公所長であるときは資格設定要綱第7条で定める地方入札参加条件等審査委員会。以下同じ。）に報告し、その取扱いについて諮るものとする。
- 3 本条において契約権者が知事の場合は、工事執行権者が意見聴取の事務を行うものとする。

（入札公告等）

第5条 工事執行権者は、入札公告及び入札説明書において、総合評価方式の対象業務であること、総合評価に関する評価項目、評価基準、業務の評価テーマ並びに落札者の決定方法を明示するものとする。

（技術提案書の提出）

第6条 入札参加希望者は、条件付一般競争入札の入札書の提出の際に、技術提案書（様式第1号）に企業の技術力等の技術資料を添えて提出するものとする。

- 2 技術提案書は、福島県条件付一般競争入札実施要領第11条に規定する入札書等の郵便における外封筒に入れ、公告に示す提出先に郵送するものとする。
- 3 技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とし、技術提案書等の返却は行わないものとする。
- 4 提出後における技術提案書等の内容変更、差替え、再提出は認めないものとする。

（技術提案書の審査の内申）

第7条 入札執行権者は、技術提案書等が提出された場合は、速やかに工事執行権者に送付するものとする。

- 2 工事執行権者は、技術提案書の内容を確認し、総合評価方式評価結果（様式第2号）に評価点を記入するものとする。
- 3 工事執行権者は、総合評価方式技術審査内申書（様式第3の1号）に次の書類を付して、工事執行権者が本庁の課長であるときは入札監理課長に、工事執行権者が公所長であるときは当該公所の所在地を所管する地方振興局出納室長（県北地方にあっては出納局入札用度課長。以下「出納室長」という。）に内申するものとする。

- (1) 総合評価方式評価結果（様式第2号）
- (2) その他必要と認める書類

（技術提案書の審査）

第7条の2 入札監理課長又は出納室長は、前条に基づく内申を受けたときは、技術提案書の評価結果について技術審査会の審査に付するものとする。

- 2 次のいずれかに該当する場合、前項の規定にかかわらず、技術審査会の審査を省略す

することができるものとする。

ただし、入札執行権者又は工事執行権者が必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 簡易型技術者型の場合

(2) 標準型又は簡易型提案型で、応札者が1者かつその者が提案する業務計画の実施方針の内容を工事執行権者が適切と判断する場合

3 入札監理課長又は出納室長は、前項の規定に基づき審査を省略する場合にあっては、内容の確認を行うものとする。

4 技術審査会は、入札参加条件等審査委員会会長があらかじめ指名した委員で構成する総合評価技術審査会を充てるものとする。

5 第1項の審査に当たって必要があると認めるときは、工事執行権者及び技術審査会は、入札参加希望者から説明を求めるものとする。

6 入札監理課長又は出納室長は、工事執行権者に第1項の審査結果（第3項の確認結果を含む。）を総合評価方式技術審査結果通知書（様式第3の2号）に総合評価方式評価結果（様式第2号）を付して送付するものとする。

（総合評価の方法）

第8条 総合評価の方法は、入札参加希望者が提案した技術提案の各評価項目を点数化した得点の合計（以下「加算点」という。）に、標準点である100点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

2 評価項目及び評価値算出価格は、業務の目的・内容により必要とされる技術的要件等に応じて設定するものとする。

（落札者の決定）

第9条 落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、前条第1項の規定によって得られた評価値が最も高い者とする。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決める。

（評価内容の担保）

第10条 落札者決定に反映された技術提案に基づく履行ができなかった場合において、再度履行が困難又は合理的でないときは、落札者に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、委託業務等成績評定の減点の対象とすることができる。

2 前項の内容は、入札説明書等に記載するものとする。

（提案内容の取扱い）

第11条 工事執行権者は、提案の内容を公表しないものとする。ただし、落札者となつた者の提案について、採用した理由の説明を求められた場合には、提案者の知的財産に関する部分を除き、他者に比べ優位な点を公表することができるものとする。

2 工事執行権者は、提案者の了承を得ることなく技術提案の一部のみを採用することはできないものとする。ただし、標準的な実施方針についてはこの限りではない。

（評価結果等の公表）

第12条 工事執行権者は、技術提案の評価結果について、「工事等における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表等に関する取扱要領について」（平成20年3月28日付け19財第7795号総務部長依命通達）による契約締結後に行う公表に併せて、

総合評価方式評価結果（様式第2号）及び総合評価方式入札結果（様式第4号）により公表するものとする。ただし、議会の議決に付すべき契約にあっては、仮契約締結後に様式第4号、本契約締結後に様式第2号を公表するものとする。

（落札者となれなかった者に対する理由の説明）

第13条 落札者となれなかった者は、入札執行権者に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

2 前項の規定により説明を求められた入札執行権者は、書面により回答を行うとともに、その内容について、工事執行権者に報告するものとする。なお、回答書面に再苦情申立てをすることができる旨を教示するものとする。

3 報告を受けた工事執行権者は、主務課長及び主管課長を経由して入札監理課長に報告するものとする。

4 第2項に規定する回答に不服がある者は、再苦情の申立をすることができる。なお、再苦情の申立の手続は、福島県入札及び契約の手続等に関する再苦情処理要領（平成16年3月5日付け15財第182号総務部長依命通達）の規定によるものとする。

（その他）

第14条 この要領に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月20日以降に起工する委託業務について適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に起工する委託業務について適用する。

附 則

1 この要領は、平成21年11月1日から施行する。

2 様式第1号、様式第2号及び様式第4号については、平成21年11月9日以降に入札公告を行うものから適用し、同日前に入札公告を行ったものは、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成22年5月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う委託業務について適用する。ただし、第3条における「測量等委託業務（設計金額が2億3千万円以上のものを除く。）」の規定については、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日以降に起工する委託業務について適用する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。ただし、同日前に入札公告を行ったものは、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日以降に入札公告を行うものから適用する。